

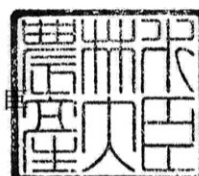
原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける 下請事業者に対する配慮について

－農林水産大臣・経済産業大臣－

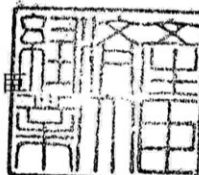
26食産第2544号
20141003 中第1号
平成26年10月6日

関係事業者団体代表者 殿

農 林 水 産 大 臣



経 済 産 業 大 臣



原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける下請事業者に対する
配慮について

最近の我が国中小企業・小規模事業者の業況をみると、2013年以降、着実に改善が続けておりますが、資源価格が高止まりしている状況の中、最近の急速な円安の進展も相まって、原材料・エネルギーコストの増加が、とりわけ中小企業・小規模事業者の収益を強く圧迫していることが懸念されます。

下請中小企業者と親事業者との取引対価の決定方法については、下請中小企業振興法第三条に基づく振興基準（下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準、以下「振興基準」という。）第4において、材料費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方法に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとされております。また、親事業者による一方的な価格設定などの買いたたきや減額などは、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）においては、禁止行為として規定されているところです。

貴団体におかれては、現下の状況を踏まえ、上記振興基準や下請代金法の趣旨に照らし、適切な価格決定がなされるよう、会員企業に対して周知されるよう要請します。

〔下請中小企業振興法（抜粋）〕

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

〔振興基準（抜粋）〕

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

（1）取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

その際、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

〔下請代金法（抜粋）〕

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

（減額）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

（買いたたき）

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

個人情報保護等の遵守に関する周知徹底について

—農林水産省食料産業局—

26食産第2314号

平成26年9月18日

一般社団法人日本加工食品卸協会会長殿

農林水産省食料産業局長



個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底について

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報保護法に基づき、個人情報を取り扱う全ての事業者に対して、その適正な取扱いが求められています。そうした中で、今般、教育関係事業者において、多数の個人情報が漏えいするという事案が発生しました。

農林水産省としては、今般の事案を踏まえ、個人情報の取扱いを巡る問題の再発防止に向けて、個人情報保護の重要性と事業者が講ずるべき具体的な措置についての周知徹底に一層取り組むこととしております。

農林水産省では、農林水産関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう、農林水産省が所管する分野における事業者等が個人情報保護の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するための具体的な指針として、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」を策定しております。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）では、個人情報や技術情報等の重要情報について、特に組織の内部関係者の不正行為による情報漏えいを防止するため、「組織における内部不正防止ガイドライン」を策定しております。

つきましては、貴団体におかれましては、会員各社等に対し、別紙により、社内の安全管理措置、委託先及びその先に関与する事業者の監督、外部からの適正な個人情報の取得を含めた個人情報保護法等の遵守に関し、現場担当者に止まらず、社内全体、委託先事業者等に、万全を期することについて、周知徹底を図っていただくよう要請いたします。

別紙

以下の点について、特段の注意を払いつつ、下記 1 及び 2 等を参考に、貴社及び委託先等の事業者における個人情報の適切な取扱いに万全を期すよう、お願いしたい。

- トップが率先して、自社内における個人情報の管理体制を構築し、役員クラスの責任者への任命や、個人情報を取り扱う専門部署の設置等、十分な措置を講じること。
- 委託先の安全管理措置の実施が十分かを確認すること。また、委託先が再委託をする場合には、事前に承認を求めるようにするとともに、再委託先による安全管理措置の実施が十分かを確認すること。再々委託先以降についても同様の扱いとすること。
- 第三者から個人情報を取得する場合には、当該情報について、その入手方法等を確認すること。適法に入手されていることが確認できないときには、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、取引の自粛を含め、慎重に対応すること。

記

1 個人情報保護法に基づく個人情報取扱事業者の守るべきルールの徹底

個人情報の適正な取扱いを行うべく、農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/kozin_zyoho/pdf/21m01_guide.pdf）に沿った点検を行う。その際、例えば、以下のような項目について十分チェックを行う。

○利用目的の特定（法第十五条関係）

農林水産関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

○利用目的による制限（法第十六条関係）

農林水産関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

○適正な取得（法第十七条関係）

農林水産関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

○取得時の利用目的の通知等（法第十八条関係）

農林水産関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

農林水産関係事業者は、契約書、懸賞応募はがき、アンケートやユーザー入力画面への打ち込みなど書面等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

○データ内容の正確性の確保（法第十九条関係）

農林水産関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

【具体的な措置例】

- ・ 個人データ入力時の照合・確認手続きの整備
- ・ 記録事項の更新
- ・ 保存期間の設定

○安全管理措置（法第二十条関係）

農林水産関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

【具体的な措置例】

- ・ 組織的管理措置

個人情報の取扱いに関する内部規程の整備、安全性に関する監査の実施、個人情報保護管理者（当該事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。）の設置その他の安全確保のための組織体制の整備に関する措置。

- ・ 技術的管理措置

外部からの不正アクセスからの防御に関するシステムの構築及び情報の暗号化、個人データへのアクセス制限その他の個人データの取扱いに関する技術的措置。

- ・ 人的管理措置

個人情報の取扱いに関する内部規程の周知徹底、教育研修の実施その他の措置。

○従業者の監督（法第二十一条関係）

農林水産関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【具体的な措置例】

- ・ 個人データを取り扱う従業者*に対する教育研修等の実施

*従業者とは、正社員のみならず、役員、契約社員、アルバイト等を含む。

○委託先の監督（法第二十二条関係）

農林水産関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【具体的な措置例】

- ・ 個人情報保護措置の委託契約内容への明記
- ・ 再委託の際の監督責任の明確化 等

【その他の対応】

- ・ 委託元での安全管理措置（法第二十条）と同等の措置が委託先でも講じられるような監督が求められる。

- ・再委託の場合、委託先が適正な再委託を選定しているか、委託先が再委託先に対し十分な監督を行っているかなど、委託元は把握し、適切な指導をする必要がある。

2 内部関係者の不正行為による情報漏えいを防止するセキュリティ対策の徹底

内部不正による情報漏えいを防止するための適切なセキュリティ対策を講じるべく、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定した「組織における内部不正防止ガイドライン」に沿った点検を行う。その際、チェックシートの活用とともに、例えば、以下のような項目について、十分チェックを行う。

なお、個人情報を含む営業秘密の漏えいに関しては、「営業秘密管理指針」（経済産業省作成）において、不正競争防止法上の営業秘密として保護を受けるために望ましい管理方法等が示されているので、営業秘密についてはこちらに沿った点検を行うよう留意されたい。

組織における内部不正防止ガイドライン

<http://www.ipa.go.jp/security/fy24/reports/insider/>

セキュリティ対策の見直しに関する注意喚起文（7月10日）

<http://www.ipa.go.jp/security/announce/20140710-insider.html>

営業秘密管理指針

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/111216hontai.pdf>

【具体的な措置例】

・アクセス権設定

重要な情報が保管されているファイルやデータベースについて、適切なアクセス権限を付与すること。

・物理的管理

重要な情報が保管されているファイルやデータベースについて、情報の持ち出し・可搬媒体等の持ち込みの監視を行うこと。

・証拠確保

重要な情報が保管されているファイルやデータベースについて、定期的な操作履歴の監視・監査を行うこと。

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の全国説明会の開催について

— 農林水産省食品産業局食品製造卸売課 —

関係団体各位

いつもお世話になっております。

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が昨年 6 月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と名称が改められ、平成 27 年 4 月より全面施行される予定です。

改正により、新たに、業務用冷凍空調機の管理を行う方(ユーザー)について、管理者の判断の基準の遵守(機器の点検等)、フロン類の算定漏えい量の報告(一定規模以上の漏えいがある場合)義務等が適用されることとなります。

よってこのたび、主務府省である環境省及び経済産業省より、業務用冷凍空調機器の使用事業者を対象とした全国説明会が開催されることとなり、その案内がまいりました。

傘下会員各位に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、申込につきましては事務連絡に記載の Web サイトから直接行っていただくようお願いいたします。

事業所管省庁 担当課（室）

環境省地球環境局フロン等対策推進室
経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に関する
説明会の開催について

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」については、昨年 6 月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と名称を改め、平成 27 年 4 月より全面施行を予定しております。

改正によって、法律の対象が広がり、新たに、業務用冷凍空調機器の管理を行う方について、管理者の判断の基準の遵守（機器の点検等）、フロン類の算定漏えい量の報告（一定規模以上の漏えいがある場合）義務等が適用されることから、施行に先立ち、本年 10 月より全国 50 カ所で説明会を開催しますので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴省庁の関係事業者（機器ユーザー）に本説明会にご参加頂きたく、周知方よろしくお取りはからい願います。また、周知先の業界団体等について、可能な範囲でお知らせいただきますようお願いいたします。

記

1. 開催日および場所（予定）：別紙— 1 参照

2. 説明内容：別紙— 2 参照

①「改正法」説明会：ユーザー向け

②「改正法」説明会：保守・メンテナンス・設備工事業者等向け

③「簡易点検」説明会：ユーザー向け

3. 申込先（WEB 窓口）：

・ JRECO サイト：<http://www.jreco.or.jp/guidance.html>

・ 日設連サイト：<http://www.jarac.or.jp/seminar/f1.html>

※全ての説明会について、どちらのサイトからでも申し込みが可能です。

4. 問い合わせ先（開催委託先）

①及び②について

（一財）日本冷媒・環境保全機構：瀬下 ☎03-5733-5311

③について

（一社）日本冷凍空調設備工業連合会：大沢 ☎03-3435-9411

改正法に関する説明会 開催一覧

地域	日時	場所(会場名)
北海道		
札幌①	10月30日(木)	札幌市(北海道建設会館)
札幌②	2月中旬予定	調整中
東北		
宮城	11月11日(火)	仙台市(勝山公園カンフェレンスルーム)
青森	12月11日(木)	青森市(青森はまなす会館)
岩手	12月10日	調整中
秋田	1月中旬予定	調整中
山形	2月3日	調整中
福島	2月4日(水)	郡山市(ビックパレットふくしま)
関東		
東京①	10月21日(火)	東京都港区(機械振興会館)
埼玉	11月11日(火)	さいたま市(ソニックシティビル)
新潟	11月18日(火)	新潟市(新潟市産業振興センター)
千葉	12月16日(火)	千葉市(千葉県教育会館)
長野	12月1日(月)	長野市(長野市生涯学習センター)
群馬	12月中旬	調整中
神奈川	12月22日(月)	横浜市(かながわ労働プラザ)
東京②	1月下旬	調整中
茨城	2月中旬	調整中
山梨	2月中旬	調整中
東京③	2月下旬	調整中
中部		
愛知	11月中旬	調整中
福井	12月4日(木)	福井市(福井県国際交流会館)
静岡	12月17日	静岡市(静岡県男女共同参画センター、あざれあ)
岐阜	1月8日	大垣市(ソフトピアジャパン)
富山	1月20日	富山市(協同組合富山問屋センター、富山流通会館)
石川	1月21日	調整中
三重	1月下旬	調整中
愛知	3月上旬	調整中
近畿		
大阪①	10月28日(土)	大阪市(エル・おおさか)
兵庫	11月25日(火)	神戸市(神戸商工会議所)
京都	12月17日(水)	京都市(京都府中小企業会館)
奈良	1月14日(水)	奈良市(奈良商工会議所)
和歌山	2月10日(火)	和歌山市(和歌山商工会議所)

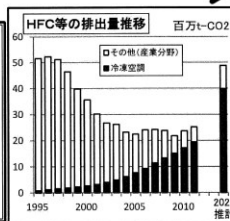
大阪②	3月2日	大阪市(エル・おおさか)
中国・四国		
広島	11月4日(火)	広島市(広島市文化交流会館)
徳島	11月下旬	調整中
高知	11月26日(水)	高知市(高知城ホール)
香川	1月21日(水)	高松市(高松商工会議所)
愛媛	1月23日	調整中
鳥取	1月27日	調整中
島根	1月27日(火)	松江市(くにびきメッセ)
山口	2月17日(火)	山口市(山口県セミナーパーク)
岡山	2月18日	調整中
九州・沖縄		
福岡①	11月中旬	調整中
熊本	12月2日	調整中
鹿児島	12月1日(月)	鹿児島市(鹿児島県市町村自治会館)
大分	1月15日	調整中
宮崎	1月16日	調整中
沖縄	2月2日(月)	那覇市(沖縄産業支援センター)
長崎	2月26日	調整中
福岡②	2月27日	調整中

※今後、やむを得ない事情により一部を変更する可能性もあります。詳細はWEBサイトからご確認ください。

フロン類対策の一層の推進について(フロン法改正案の概要)

フロン類対策の現状

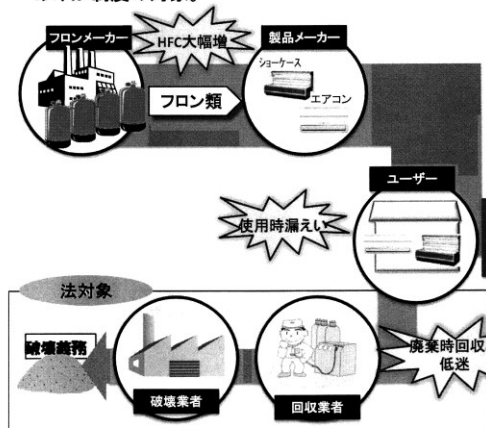
- ・オゾン層破壊効果を持つフロン類(CFC等)は着実に削減。
- ・他方、高い温室効果を持つフロン類等(HFC等)の排出量が急増。10年後には現在の2倍以上となる見通し。
- ・現行のフロン法によるフロン廃棄時回収率は3割で推移。加えて、機器使用時の漏えいも判明。
- ・国際的にも規制強化の動き。



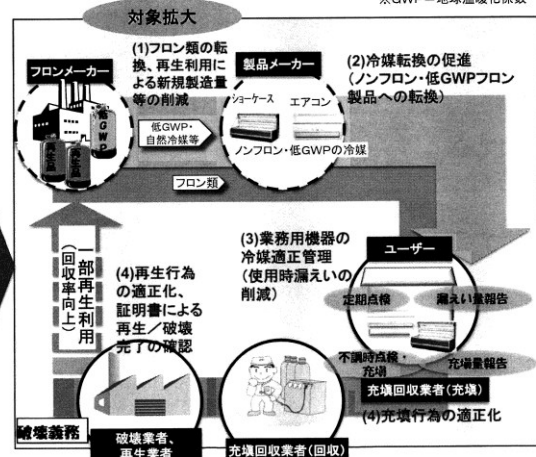
対策強化後

- フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策に。各段階の当事者に「判断の基準」遵守を求める等の取組を促す。
- (1) フロン類製造輸入業者
フロン類の転換、再生利用等により、新規製造輸入量を計画的に削減
 - (2) フロン類使用製品(冷凍空調機器等)製造輸入業者
製品ごとに目標年度までにノンフロン・低GWP製品へ転換
 - (3) 冷凍空調機器ユーザー
定期点検によるフロン類の漏えい防止、漏えい量の年次報告・公表
 - (4) その他
登録業者による充填、許可業者による再生、再生/破壊証明書の交付等

現行フロン法では、特定機器の使用済フロン類の回収・破壊のみが制度の対象。



※GWP=地球温暖化係数



説明会の対象事業者とプログラム

1. 「改正法」説明会：ユーザー向け
(午前開催予定)
 - ① 改正フロン法の概要
 - ② 冷凍空調機器を使用する事業者（管理者）の役割と責務について
 - ③ 電子的な冷媒管理システムの紹介について
 - ④ 質疑応答
2. 「改正法」説明会：保守・メンテナンス・設備工事業者等向け
(午後開催予定)
 - ① 改正フロン法の概要
 - ② 充填回収業者の役割と責務について
 - ③ 電子的な冷媒管理システムの紹介について
 - ④ 質疑応答
3. 「簡易点検」説明会：ユーザー向け
(午後開催予定)
 - ① 改正フロン法の概要
 - ② 設備機器の維持管理について
 - ③ 簡易点検の実施方法
 - ④ 実際の作業方法
 - ⑤ 質疑応答

以上

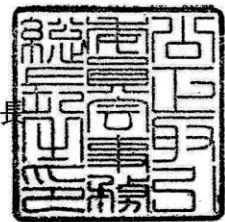
下請取引適正化推進月間の実施について

— 公正取引委員会・中小企業庁 —

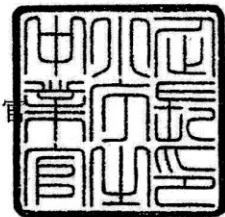
公取企第109号
20140922 中庁第1号
平成26年10月1日

(一社) 日本加工食品卸協会
代表者 殿

公正取引委員会事務総長



中小企業庁長官



下請取引適正化推進月間の実施について

貴団体におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

さて、我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いているものの、先行きについては、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクに留意する必要がある、下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られております。そこで、公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用等に努めているところであります。

このような状況の下、本年度においても、11月を「下請取引適正化推進月間」とし、別添実施方針に基づき、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等においてそれぞれ下請取引適正化推進講習会の実施等により、下請法の普及・啓発を行うことといたしましたので、引き続きこれに関する広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。

(別 添)

「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

平成 26 年 10 月
公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきた。

特に、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の事業を行う（詳細は別紙参照）。

記

- 1 47 都道府県（62 会場）において、親事業者の下請取引担当者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習会を開催する。
- 2 新聞、雑誌等を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 3 都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌を通じ、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。
- 4 公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスター、たれ幕等を掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	電話 03(3581)3375 (直通)
中小企業庁事業環境部取引課	電話 03(3501)1669 (直通)

下請取引適正化推進月間の事業

1 下請取引適正化推進講習会の開催（公正取引委員会及び中小企業庁主催）

47都道府県（62会場）

公正取引委員会主催		中小企業庁・経済産業局主催	
都道府県	開催日	都道府県	開催日
北海道	11月7日(金)	北海道	11月28日(金)
青森県	11月14日(金)	青森県	11月20日(木)
秋田県	11月6日(木)	岩手県	11月21日(金)
山形県	11月12日(水)	宮城県	11月27日(木)
福島県	11月17日(月)	栃木県	11月17日(月)
茨城県	11月28日(金)	群馬県	11月25日(火)
東京都	11月5日(水)	埼玉県	11月10日(月)
千葉県	11月13日(木)	千葉県	11月14日(金)
東京都	11月26日(水)	東京都	11月19日(水)
神奈川県	11月4日(火)	東京都	11月7日(金)
東京都	11月18日(火)	東京都	11月12日(水)
新潟県	11月10日(月)	長野県	11月21日(金)
山梨県	11月21日(金)	岐阜県	11月25日(火)
富山県	11月20日(木)	愛知県	11月18日(火)
石川県	11月21日(金)	三重県	11月12日(水)
静岡県	11月28日(金)	滋賀県	11月21日(金)
愛知県	11月4日(火)	京都府	11月26日(水)
大阪府	11月4日(火)	大阪府	11月11日(火)
大阪府	11月12日(水)	大阪府	11月17日(月)
和歌山県	11月10日(月)	奈良県	11月6日(木)
福井県	11月25日(火)	岡山県	11月17日(月)
兵庫県	11月28日(金)	広島県	11月10日(月)
鳥取県	11月20日(木)	広島県	11月11日(火)
島根県	11月21日(金)	山口県	11月13日(木)
愛媛県	11月28日(金)	徳島県	11月27日(木)
高知県	11月14日(金)	香川県	11月21日(金)
福岡県	11月5日(水)	福岡県	11月18日(火)
佐賀県	11月7日(金)	福岡県	11月19日(水)
熊本県	11月12日(水)	長崎県	11月20日(木)
宮崎県	11月10日(月)	大分県	11月25日(火)
		鹿児島県	11月28日(金)
		沖縄県	11月11日(火)

2 たれ幕・ポスター等の掲示

(1) たれ幕の掲示

経済産業省及び経済産業局の各庁舎に掲示

(2) ポスターの掲示

公正取引委員会（本局及び地方事務所等）の庁舎，経済産業省及び経済産業局の各庁舎，都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体等の施設に掲示

3 その他（広報予定）

(1) 政府広報等

- ① 経済産業省公報に掲載
- ② 公正取引委員会及び中小企業庁のホームページに掲載
- ③ 新聞（一般紙，業界紙）に掲載

(2) 都道府県及び中小企業団体等の機関誌

都道府県，下請企業振興協会，商工会議所，商工会連合会及び商工会，中小企業団体中央会，事業者団体等の機関誌に掲載

下請取引適正化推進講習会受講者募集要領

平成 26 年 10 月
公正取引委員会
中小企業庁

1 下請取引適正化推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者の下請取引担当者を対象に下請取引適正化推進講習会（以下「講習会」という。）を開催し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

2 講習会受講者の募集方法

(1) 一般公募

ア 公募方法

都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体、報道機関等を通じて広く一般に受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込むものとする。

(2) 案内状による募集

ア 募集方法

講習会の対象となる事業所に対して、必要に応じ、案内状を送付して受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、公正取引委員会又は各地の経済産業局のホームページから申し込むものとする。

3 その他

(1) 本年度の講習会開催地、開催日時、申込先等は別紙のとおりとする。

(2) 1事業所当たりの申込人数は、会場の収容数に鑑み、原則として2名以内とする。
ただし、別紙の募集定員欄に○印のある開催場所は、1事業所当たりの人数制限はない。

(3) 講習会の対象は、物品の製造（加工を含む。）、修理、情報成果物の作成又は役務提供（建設業を除く。）を業とする事業者の下請取引担当者とする。

(4) 講習会で使用するテキスト等は講習会当日に会場で配布する。

(5) 講習会は無料とする。

(6) 講習会の募集については、会場の都合により、定員になり次第締め切ることとする。

(7) 申込みの際に入手した個人情報、講習会業務以外の目的には使用しない。

平成26年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について (別紙)

(公正取引委員会主催)

開催地	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
北海道	11月7日(金) 9:30～11:30	北海道北見市常盤町2丁目1番10号 北見市民会館 1階 会議室1号室	40名	〇 〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 公正取引委員会事務局 北海道事務所下請課 TEL 011 (231) 6300(代) FAX 011 (261) 1719 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
	11月14日(金) 13:30～15:30	北海道帯広市西4条南13丁目1番地 とかちプラザ 4階 講習室401	40名	〇
秋田県	11月6日(木) 13:30～16:30	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館 2階 展示ホール	70名	〇 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 公正取引委員会事務局 東北事務所下請課 TEL 022 (225) 8420(直) FAX 022 (261) 3548 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
山形県	11月12日(水) 13:30～16:30	山形市平久保100番地 山形ビッグウイング 4階 第1・2研修室	100名	〇
福島県	11月17日(月) 13:30～16:30	福島県郡山市南二丁目52番地 ビッグバレットふくしま 3階 中会議室	150名	〇
茨城県	11月28日(金) 13:30～16:30	水戸市三の丸1-4-73 水戸京成ホテル 2階 瑞穂の間	140名	
東京都	11月5日(水) 13:30～16:30	東京都江東区有明3-6-11 TFTビル東館 9階 研修室905・906・907	300名	
	11月13日(木) 13:30～16:30	東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 1階 ホール1A	300名	
	11月26日(水) 13:30～16:30	東京都江東区有明3-6-11 TFTビル東館 9階 研修室905・906・907	300名	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階 公正取引委員会事務局 取引部企業取引課 TEL 03 (3581) 3375(直) FAX 03 (3581) 1800 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
神奈川県	11月4日(火) 13:30～16:30	横浜市中区山下町24-1 ワーク横浜 2階 おしどり・くじやく	250名	
	11月18日(火) 13:30～16:30		260名	
新潟県	11月10日(月) 13:30～16:30	新潟市中央区万代島6番1号 朱鷺メッセ(新潟コンベンションセンター) 2階 メインホール	200名	
山梨県	11月21日(金) 13:30～16:30	甲府市相生2-2-17 甲府商工会議所 5階 多目的ホール	100名	
富山県	11月20日(木) 13:30～16:30	富山市赤江町1-7 富山県中小企業研修センター 2階 大ホール	120名	
石川県	11月21日(金) 13:30～16:30	金沢市鞍月2-1 石川県地産産業振興センター 本館3階 第5研修室	100名	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 公正取引委員会事務局 中部事務所下請課 TEL 052 (961) 9424(直) FAX 052 (971) 5003 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
静岡県	11月28日(金) 13:30～16:30	静岡市葵区黒金町5-1 静岡労政会館 6階 ホール	170名	
愛知県	11月4日(火) 13:30～16:30	名古屋市中熱田区熱田西町1-1 名古屋国際会議場 1号館4階 レセプションホール	300名	
大阪府	11月4日(火) 13:30～16:30	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアウリーナ大阪 4階 金剛の間	300名	
	11月12日(水) 13:30～16:30		300名	
和歌山県	11月10日(月) 13:30～16:30	和歌山市西丁丁36 和歌山商工会議所 4階 特別会議室	60名	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所下請課 TEL 06 (6941) 2176(直) FAX 06 (6943) 7214 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
福井県	11月25日(火) 13:30～16:30	福井市手寄1-4-1 アオッサ6階 福井市地域交流プラザ 601号室BC	80名	
兵庫県	11月28日(金) 13:30～16:30	神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター 2階 大ホール	170名	
鳥取県	11月20日(木) 13:30～16:30	鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館) 5階 講義室	80名	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 公正取引委員会事務局 中国支所下請課 TEL 082 (228) 1501(代) FAX 082 (223) 3123 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
島根県	11月21日(金) 13:30～16:30	松江市母衣町55-4 松江商工会議所 1階 教養文化センター	100名	
愛媛県	11月28日(金) 14:00～16:30	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛 1階 テクノホール	160名	〇 〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎 公正取引委員会事務局 四国支所下請課 TEL 087 (812) 5760(直) FAX 087 (862) 1995 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
高知県	11月14日(金) 14:00～16:30	高知市布師田3992-2 高知らばさんセンター 2階 研修室1	90名	〇
福岡県	11月5日(水) 13:30～16:30	北九州市小倉北区大手町11番4号 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 5階 大セミナールーム	150名	
佐賀県	11月7日(金) 13:30～16:30	佐賀市水ヶ江1-2-20 佐賀市民会館 1階 第1会議室	70名	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会事務局 九州事務所下請課 TEL 092 (431) 6032(直) FAX 092 (474) 5465 ※当委員会のホームページからお申し込みください。 http://www.iftc.go.jp/
熊本県	11月12日(水) 13:30～16:30	熊本市中央区手取本町8-9 テリアアくまもとビル 9階 くまもと県民交流館パレア 会議室1	80名	
宮崎県	11月10日(月) 13:30～16:30	宮崎市高千穂通1-1-33 宮日会館 10階 第1・第2会議室	60名	

(注) 申込可能人数は、会場の収容数に鑑み、1事業所当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に〇印のある開催場所は1事業所当たりの人数制限はありません。

平成26年度下請取引適正化推進講習会の開催場所等について

(中小企業庁主催)

開催県	開催日時	開催場所	募集定員	申込先
北海道	11月28日(金) 13:30～16:30	札幌市中央区北4条西6丁目 ホテル ポールスター札幌 2階「ポールスターホール」	300名	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 北海道経済産業局 産業部 中小企業課 TEL 011(709)1783 FAX 011(709)4138 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.hkd.meti.go.jp/
青森県	11月20日(木) 13:00～16:00	青森市安方1-1-40 青森県観光物産館 アスバム 4階「十和田」	120名	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 東北経済産業局産業部中小企業課 TEL 022(221)4922 FAX 022(215)9463 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.tohoku.meti.go.jp/
岩手県	11月21日(金) 13:00～16:00	岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1 盛岡地域交流センター「マリオス」18階「188会議室」	100名	
宮城県	11月27日(木) 13:00～16:00	宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台 2階「第1・第2フォレストホール」	200名	
栃木県	11月17日(月) 13:30～17:30	宇都宮市本町1-8 栃木県総合文化センター「第一会議室」	100名	
群馬県	11月25日(火) 13:30～17:00	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ 9階「つつじ」	100名	
埼玉県	11月10日(月) 13:30～17:00	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民センター「大ホール」	250名	
千葉県	11月14日(金) 13:30～17:00	千葉市美浜区高洲3-8-5 ヴェルシオーネ若潮「福宝の間」	180名	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館 関東経済産業局産業部中小企業課下請代金検査官室 TEL 048(600)0325 FAX 048(601)1284 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.kanto.meti.go.jp/
	11月19日(水) 13:30～17:00	千葉県松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所「大会議室」	130名	
東京都	11月7日(金) 13:30～17:00	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館「第1会議室」	250名	
	11月12日(水) 13:30～17:00	千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館「第1会議室」	250名	
長野県	11月21日(金) 13:30～17:00	長野市大字南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル「大会議室」	90名	
岐阜県	11月25日(火) 13:30～16:30	岐阜市鶴舞町2-6-7 ワークプラザ岐阜「大ホール」	100名	〒450-0000 名古屋市中村区名駅南4-1-22 中部経済産業局産業部中小企業課下請代金検査官室 TEL 052(589)0170 FAX 052(589)0173 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.chubu.meti.go.jp/
愛知県	11月18日(火) 13:30～16:30	名古屋市中区錦1-18-22 名古屋サウスカイルーム「A室」	300名	
三重県	11月12日(水) 13:30～16:30	津市新町1-6-28 プラザ洞津「高砂の間」	100名	
滋賀県	11月21日(金) 13:30～16:30	滋賀県大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海・滋賀県立県民交流センター 3階「大会議室」	150名	
京都府	11月26日(水) 13:30～16:30	京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676-13 メルパルク京都 6階「貴船」	240名	〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 近畿経済産業局産業部中小企業課下請取引適正化推進室 TEL 06(6966)6037 FAX 06(6966)6083 ※詳細は当局のホームページをご覧ください。 http://www.kansai.meti.go.jp/
大阪府	11月11日(火) 13:30～16:30	大阪市住之江区南港北1-7-50 ホテルコスモスクエア国際交流センター「講堂」	340名	
	11月17日(月) 13:30～16:30	大阪市住之江区南港北1-7-50 ホテルコスモスクエア国際交流センター「講堂」	340名	
奈良県	11月6日(木) 13:30～16:30	奈良県奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所 地階「AB会議室」	80名	
岡山県	11月17日(月) 13:30～16:30	岡山市北区下石井2-6-41 ビュアリティまきび「孔雀の間」	200名	
広島県	11月10日(月) 13:30～16:30	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第1号館附属棟 2階「大会議室」	150名	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 中国経済産業局産業部中小企業課 TEL 082(224)5661 FAX 082(224)5643 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.chugoku.meti.go.jp/
	11月11日(火) 13:30～16:30	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第1号館附属棟 2階「大会議室」	150名	
山口県	11月13日(木) 13:30～16:30	山口市大手町2-18 山口県教育会館「第一研修室」	150名	
徳島県	11月27日(木) 13:30～16:30	徳島市山城町東浜傍1 アスティとくしま「第2特別会議室」	130名	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 四国経済産業局産業部中小企業課 TEL 087(811)8529 FAX 087(811)8558 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.shikoku.meti.go.jp/
香川県	11月21日(金) 13:30～16:30	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 低層棟2階「アイホール」	100名	
福岡県	11月18日(火) 13:30～16:30	福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センター 3階「301会議室」	130名	
	11月19日(水) 13:30～16:30	福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センター 3階「301会議室」	130名	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎 九州経済産業局産業部中小企業課 TEL 092(482)5450 FAX 092(482)5393 ※当局のホームページからお申し込みください。 http://www.kyushu.meti.go.jp/
長崎県	11月20日(木) 13:30～16:30	長崎市桜町9-6 長崎県勤労福祉会館 2階「講堂」	100名	
大分県	11月25日(火) 13:30～16:30	大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館 6階「大会議室」	100名	
鹿児島県	11月28日(金) 13:30～16:30	鹿児島市山下町5番3号 宝山ホール(鹿児島県文化センター)2階「第3会議室」	100名	
沖縄県	11月11日(火) 13:30～16:30	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館「大会議室」	100名	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎2号館 沖縄総合事務局経済産業部中小企業課 TEL 098(866)1755 FAX 098(860)3710

(注)申込可能人数は、会場の収容数に鑑み、1事業所当たり原則として2名以内とします。ただし、募集定員欄に○印のある開催場所は1事業所当たりの人数制限はありません。

(広報原案1)

11月は下請取引適正化推進月間です。

平成26年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

信用は 適正払いの 積み重ね

11月は下請取引適正化推進月間です。全国各地において下請取引適正化推進講習会(参加費無料)を開催するほか、全国の公正取引委員会の地方事務所等や経済産業省の地方経済産業局等で、下請取引に関する相談等にも応じています。詳しくは次の連絡先にお問い合わせください。

公正取引委員会 取引部企業取引課 03-3581-3375 (ホームページ http://www.jftc.go.jp/)		中小企業庁 事業環境部取引課 03-3501-1669 (ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/)	
北海道事務所	011-231-6300	北海道経済産業局	011-709-1783
東北事務所	022-225-8420	東北経済産業局	022-221-4922
取引部企業取引課	03-3581-3375	関東経済産業局	048-600-0325
中部事務所	052-961-9424	中部経済産業局	052-589-0170
近畿中国四国事務所	06-6941-2176	近畿経済産業局	06-6966-6037
中国支所	082-228-1501	中国経済産業局	082-224-5661
四国支所	087-812-5760	四国経済産業局	087-811-8529
九州事務所	092-431-6032	九州経済産業局	092-482-5450
沖縄総合事務局総務部		沖縄総合事務局経済産業部	098-866-1755
公正取引室	098-866-0049		

下請取引については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者(発注者)の義務や禁止行為のルールなどが定められています。公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的の下請取引の実態を調査し、下請取引適正化のための指導を行っています。

下請代金支払遅延等防止法

【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買ったたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

下請中小企業振興法

【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善
- 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
- 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進
- 下請事業者の自主的な事業の運営の推進
- 下請取引に係る紛争の解決の促進

商品情報化に向けた取り組みについて

— 商品情報授受標準化会議 —

2014 年 10 月 吉日

食品小売・外食・卸事業者各位

商品情報授受標準化会議
議長企業：味の素株式会社
議長企業：株式会社ニチレイフーズ
事務局：株式会社ファイネット

商品情報標準化に向けた取り組みについて ～ 「PITS^{ビッツ}標準項目/標準フォーム」活用のお願い ～

生産技術や物流環境の発展に伴い多種多様な食品が流通する一方で、食品の生産から消費までの過程（フードチェーン）は複雑化し、消費者にとって不透明なものとなってきています。そのような状況で、食の安全性に対するお客様の信頼性を保つために、食品業界全体が商品情報管理の精度を向上してゆくことが求められています。

一方、商品情報は業界標準が無く「メーカーと卸売業」「卸売業と外食業」などの間で個別に情報授受が行なわれており、そこで用いられているフォームは数千種類を超えと言われています。個々の事業者毎に異なるフォームで管理していることが、精度の向上と効率化の阻害となっており、商品情報標準化が望まれてきました。

製配販の有志企業によって組織された商品情報授受標準化会議（以下、PITS）は、このようなフォームの乱立に歯止めを掛け、商品情報管理精度を向上・効率化することを目的として活動して参りました。この度、商品情報の標準化に向けた取り組みとして、「PITS標準項目（124 項目）」（別紙 1）を策定するとともに、「PITS標準項目」を商品規格書として活用できるよう、Excelシートにまとめた「PITS標準フォーム」（別紙 2）を策定いたしました。

今後、PITS会員企業は各食品小売・外食・卸事業者様に対し、この「PITS標準項目」でのデータ連携、もしくは「PITS標準フォーム」の普及・活用を働きかけ、食品業界全体の商品情報管理の効率化と信頼性向上に向けて取り組んで参ります。

新たに商品情報取得をご検討の際は、是非「PITS標準項目」でのデータ連携、もしくは「PITS標準フォーム」をご活用いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

■商品情報授受標準化会議（略称 PITS:Product Information Transfer Standard）

【会員】

製造業（17 社）：味の素（株）、味の素ゼネラルフーズ（株）、味の素冷凍食品（株）、カゴメ（株）、キッコーマン食品（株）、
キュービー（株）、テーブルマーク（株）、（株）ニチレイフーズ、（株）日清製粉グループ本社、
日本水産（株）、日本食研ホールディングス（株）、ハウス食品（株）、マルハニチロ（株）、他 4 社
卸売業（11 社）：伊藤忠食品（株）、尾家産業（株）、加藤産業（株）、（株）久世、国分（株）、高瀬物産（株）、
（株）トーカン、（株）トーホービジネスサービス、（株）日本アクセス、三井食品（株）、三菱食品（株）
小売業（3 社）：イオン（株）、ユニー（株）、他 1 社

【賛同団体】

一般社団法人日本加工食品卸協会、公益財団法人流通経済研究所、一般財団法人流通システム開発センター

【賛同企業】

（株）アスピット、eBASE（株）、（株）インフォーマット、JFE システムズ（株）、（株）ジャパンインフォレックス、
東京システムハウス（株）、（株）ファイネット、IWorldSync Japan 合同会社

【事務局】

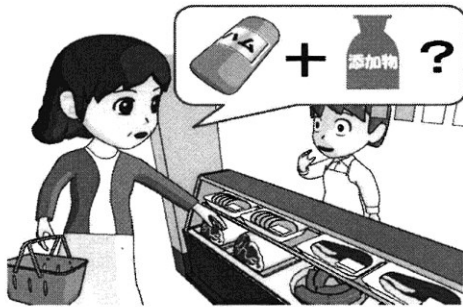
（株）ファイネット

■本件に関する問合せ

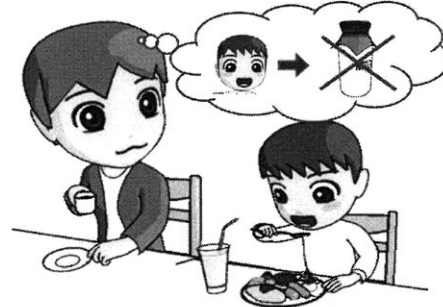
味の素株式会社 國本 也寸彦 yasuhiko_kunimoto@ajinomoto.com
株式会社ニチレイフーズ 田所 誠一郎 tadokoros@nichirei.co.jp
株式会社ファイネット 米田 成起 shigeki-yoneda@finet.co.jp

以上

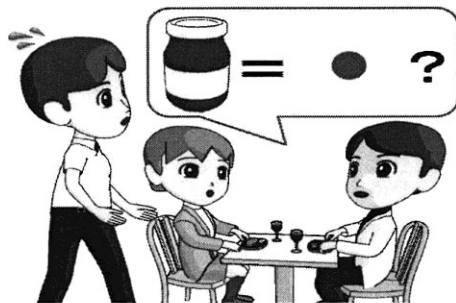
いま求められている商品情報とは？



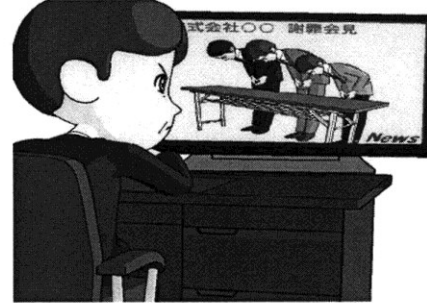
【食品添加物】



【アレルギー物質】



【原産国】



情報管理の不備は企業価値の損失に...

商品情報管理って、どうすればいいの？

どんな情報を
集めればいいの？

《必要最低限》

お金はあまり
掛けたくない...

《低コスト》

自分で作る
のは大変...
雛型があると
いいなあ~

《定型書式》

お客様に聞か
れたら、パツと
答えたい...

《パソコン管理》

PITSが提供する商品規格書標準フォーム

■特徴①

法令(食品衛生法・JAS法など)、及び、食品流通の商習慣などを考慮し、
必要最低限の商品情報を「PITS標準フォーム(※1)」としてまとめました

(※1)PITS参加企業が承認した標準項目を反映しています

■特徴②

「PITS標準フォーム」は著作権フリー どなたでもご利用いただけます

フリーダウンロード(無料配布) ⇒ <http://www.finet.co.jp/hyojyunka/index.html>

■特徴③

「PITS標準フォーム」はMicrosoft Excel書式(※2)で作成しています

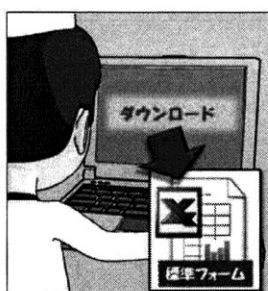
「PITS標準フォーム」をパソコンで管理すれば、
商品情報検索に要する時間を短縮できます

(※2)1商品(1ファイル)あたり約300KB、30GBの記憶容量で約10万件の商品情報を管理できます



PITS標準フォームで商品情報を入手するには・・・

「PITS標準フォーム」をダウンロードして、
商品を納入している食材納入業者までご依頼ください。



①「PITS標準フォーム」をダウンロード
<http://www.finet.co.jp/hyojyunka/index.html>



食材納入業者



小売・外食担当者

②「PITS標準フォーム」をメール送信

③紙、又は、Excelファイルで提出

PITS標準項目

別紙1

No	項目名	PITS標準フォーム 表示対象
1	メーカーコード	
2	メーカープライベートコード	○
3	共通商品コード	○
4	JICFSコード(標準分類)	
5	ソースマーキングの有無	
6	商品種別識別区分	
7	内容量	
8	内容量単位コード	
9	保存時温度帯区分	○
10	賞味・消費区分	○
11	品質保証期間値	○
12	品質保証期間単位コード	○
13	商品サイズ<幅>	
14	商品サイズ<高さ>	
15	商品サイズ<奥行>	
16	商品サイズ単位	
17	総重量	
18	総重量単位コード	
19	商品特徴(フル)	○
20	PB/NB分類コード	○
21	定賞/不定賞フラグ	
22	メーカー発売日	
23	メーカー名(正式メーカー名)	○
24	メーカー名(正式メーカーカナ名)	○
25	メーカー正式商品名	
26	メーカー正式商品名(カナ)	○
27	商品名・長	○
28	ブランド名(漢字)	○
29	酒類識別区分	○
30	酒類分類	○
31	アルコール分	○
32	召し上がり方・利用方法	○
33	製造者名	○
34	製造者住所	○
35	製造工場のアレルギーコンタミ注意喚起	○
36	販売者名	○
37	販売者住所	○
38	輸入者名	○
39	輸入者住所	○
40	加工者名	○
41	加工者住所	○
42	アレルギー物質:えび	○
43	アレルギー物質:かに	○
44	アレルギー物質:小麦	○
45	アレルギー物質:そば	○
46	アレルギー物質:卵	○
47	アレルギー物質:乳	○
48	アレルギー物質:落花生	○
49	アレルギー物質:あわび	○
50	アレルギー物質:いか	○
51	アレルギー物質:いくら	○
52	アレルギー物質:オレンジ	○
53	アレルギー物質:カシューナッツ	○
54	アレルギー物質:キウイフルーツ	○
55	アレルギー物質:牛肉	○
56	アレルギー物質:くるみ	○
57	アレルギー物質:ごま	○
58	アレルギー物質:さけ	○
59	アレルギー物質:さば	○
60	アレルギー物質:大豆	○
61	アレルギー物質:鶏肉	○
62	アレルギー物質:バナナ	○

No	項目名	PITS標準フォーム 表示対象
63	アレルギー物質:豚肉	○
64	アレルギー物質:まつたけ	○
65	アレルギー物質:もも	○
66	アレルギー物質:やまいも	○
67	アレルギー物質:りんご	○
68	アレルギー物質:ゼラチン	○
69	アレルギー物質:魚介類	○
70	主原料の遺伝子組み換え区分	○
71	主原料の遺伝子組み換え表示の有無	○
72	主原料の遺伝子組み換え義務表示	○
73	計算用栄養成分:分析・計算単位	○
74	計算用栄養成分:分析・計算区分(栄養表示基準5項目)	○
75	計算用栄養成分:エネルギー(kcal)	○
76	計算用栄養成分:たんぱく質(g)	○
77	計算用栄養成分:脂質(g)	○
78	計算用栄養成分:炭水化物(g)	○
79	計算用栄養成分:ナトリウム(mg)	○
80	計算用栄養成分:食塩相当量(g)	○
81	製造年月日の表示有無	○
82	賞味期限・消費期限の表示有無	○
83	原産国	○
84	一括表示:名称区分	○
85	一括表示:名称	○
86	一括表示:原材料名	○
87	一括表示:内容量	○
88	一括表示:固形量	○
89	一括表示:内容総量	○
90	一括表示:保存方法	○
91	一括表示:原料原産地名	○
92	一括表示:使用上の注意	○
93	一括表示:使用方法	○
94	一括表示:殺菌方法	○
95	一括表示:凍結前加熱の有無	○
96	一括表示:加熱調理の必要性	○
97	一括表示:でん粉含有量	○
98	一括表示:無脂乳固形分	○
99	一括表示:乳脂肪分	○
100	一括表示:期限	○
101	一括表示:その他表示	○
102	産地表示対象原材料の名称	
103	産地表示対象原材料の産地	
104	米トレーサビリティ対象区分	○
105	荷姿規格	○
106	ITFコード	
107	ソースマーキングの有無	
108	パック(中装)単品入数	
109	パック(中装)サイズ(縦)	
110	パック(中装)サイズ(横)	
111	パック(中装)サイズ(高さ)	
112	パック(中装)重量	
113	ケース(外装)単品入数	
114	ケース(外装)サイズ(縦)	
115	ケース(外装)サイズ(横)	
116	ケース(外装)サイズ(高さ)	
117	ケース(外装)重量	
118	梱(バンド掛・半裁品)単品入数	
119	梱(バンド掛・半裁品)サイズ(縦)	
120	梱(バンド掛・半裁品)サイズ(横)	
121	梱(バンド掛・半裁品)サイズ(高さ)	
122	梱(バンド掛・半裁品)重量	
123	バンド掛・半裁品区分	
124	外観画像	○

PITS標準項目(項目定義)は右記URLより取得可能です <http://www.finet.co.jp/hyojyunka/index.html>

商品規格書

別紙2

*記載の情報は「最新変更日付」時点の情報です。

最新変更日付：2014年 9月 1日

新規登録日付：2013年 7月 15日

商品名	かに風味シューマイ			メーカー名	カブシキガイシャビッツ	
共通商品コード	4912345678904	メーカープライベートコード	12345	PB/NB分類	NB	
荷姿規格	25g×10個×12トレイ×3合			ブランド名	本格中華シリーズ	
酒類識別区分	当該ケースに酒類を含まない		アルコール分	25	酒類分類	連続式蒸留しょうちゅう(発泡(本則))

画像情報



一括表示情報

名称	シューマイ				
原材料名	野菜(たまねぎ・しょうが)、豚脂、魚肉すり身、つなぎ(小麦粉・でん粉・卵白)、ばれいしょ、繊維状植物性たん白、食塩、エキス(かに・チキン・ポーク)、糖類(砂糖・ぶどう糖)、かに、たん白加水分解物、香辛料、ラード、皮(小麦粉・粉末状植物性たん白)、調味料(アミノ酸等)、着色料(紅麹・カロチノイド・ラック)、(原材料の一部に大豆を含む)				
内容量	25g×10個				
賞味期限	枠外の表面に記載してあります				
保存方法	-18℃以下で保存して下さい。				
使用上の注意	油で揚げる際、油はねにご注意ください。商品に霜がついている場合は、油はねの原因となりますので取り除いてください。一度にたくさん入れますと油の温度が下がり、調理不良となる恐れがありますのでご注意ください。				
使用方法	蒸す：凍ったまま充分蒸気のあがった蒸し器に入れ、約10分間蒸してください。油で揚げる：凍ったまま、170～180℃に熱した油で約3分30秒間揚げてください。				
殺菌方法	—				
でん粉含有率	—				
固形量	—				
内容総量	—				
原料原産地名	—				
無脂乳固形分	—				
乳脂肪分	—				
凍結前加熱の有無	加熱してありません				
加熱調理の必要性	加熱してください				
その他表示	魚肉すり身には、たちうおなどの白身魚を使用しています。				

栄養成分情報

分析・計算単位	100gあたり			
分析・計算区分	計算値			
エネルギー	188	kcal	たんぱく質	6 g
脂質	9	g	炭水化物	20 g
ナトリウム	456	mg	食塩相当量	1.2 g

商品情報

原産国	日本		
賞味・消費区分	賞味期限対象	品質保証期間	365日
賞味・消費期限表示	あり	製造年月日表示	なし
保存時温度帯区分	冷凍		
米トレス法対象区分	対象外		

商品特徴	かにの風味豊かでボリューム感たっぷりのシューマイです。お弁当や給食の副菜に適しています。				
召し上がり方 利用方法	蒸す場合は蒸し器で約10分間蒸してください。揚げる場合は170℃～180℃に熱した油で約3分30秒揚げてください。				

アレルギー物質情報

えび	含まない	かに	含む	小麦	含む	そば	含まない	卵	含む	乳	含まない	落花生	含まない
あわび	含まない	いか	含まない	いくら	含まない	オレンジ	含まない	カシューナツ	含まない	キウイフルーツ	含まない	牛肉	含まない
くるみ	含まない	ごま	含まない	さけ	含まない	さば	含まない	大豆	含む	鶏肉	含む	バナナ	含まない
豚肉	含む	まつたけ	含まない	もも	含まない	やまいも	含まない	りんご	含まない	ゼラチン	含まない	魚介類	含まない

本品製造工場ではえび、かにを含む製品を生産しています。

アレルギー注意喚起

遺伝子組み換え情報

主原料の遺伝子組み換え区分	NONGMO
主原料の遺伝子組み換え表示の有無	なし
主原料の遺伝子組み換え義務表示	

企業情報

製造者名	株式会社ビッツ
製造者住所	東京都中央区銀座10-10-10
販売者名	—
販売者住所	—
輸入者名	—
輸入者住所	—
加工者名	—
加工者住所	—

PITS標準フォームは右記URLより取得可能です <http://www.finet.co.jp/hyojyunka/index.html>

PITS活動内容／実施スケジュール

■検討テーマ

PITS標準124項目/標準フォームの実活用策および普及策について（14年度活動具体案）

活動内容(案)策定

議長会 8月21日(木) 9:00～11:00 ニチレイフーズ会議室

参加企業（議長）味の素、ニチレイフーズ （事務局）ファイネット

活動内容(案)承認

幹事会 9月3日(水) 11:00～12:00 ファイネット会議室

参加企業（議長）味の素、ニチレイフーズ （幹事）国分、トーホービジネスサービス （事務局）ファイネット

*当日欠席のイオンへは事前説明/承認済み

■決定(承認)事項

(1)活動内容

- ① 広く小売/外食/卸店に、PITS標準124項目/PITS標準フォームの広報/普及を図っていく
そのための具体的な活動として、有志会員企業による「実行部会」を立上げ、
実行部会にて各取引先へPITS紹介資料や活用依頼文書(別紙:PITS普及資料.pdf 参照)を広く配布していく
- ② 活用拡大の前提として、会員メーカーにおける124項目の登録状況を共有し、項目カバー率向上を図る

(2)実施スケジュール

➡ 9月中旬	本活動内容の会員企業周知(文書確認、実行部会メンバー募集)
9月末	第1回 実行部会 開催 場所:未定 (組織体制確定/活用依頼文書確定/ターゲット絞り込み/実施スケジュール)
10月初旬	小売/外食/卸店への文書配布(協力依頼)①
11月17日*	第4回 最適な情報流検討分科会 開催 場所:味の素
11月下旬～	小売/外食/卸店への文書配布(協力依頼)②
3月	第4回 総会 開催 場所:味の素

文書配布①
ターゲットを限定し試験的に配布
(業界単位?個別ピックアップ?)

文書配布②
①の反応をふまえ、一斉配布

*当初11月17日に予定していた第4回総会は3月へ変更し、11月17日は進捗報告の場として分科会を開催する

製・配・販連携協議会 総会／フォーラム開催 ～製・配・販連携のビジョン実現に向けて～

－（一財）流通システム開発センター－

（一財）流通システム開発センターと、（公財）流通経済研究所が共同主催する製・配・販連携協議会は、「製・配・販連携協議会 総会／フォーラム」を、経済産業省／農林水産省／国土交通省／（一財）日本経済団体連合会の後援のもと、7月4日（金）、東京・北青山の青山ダイヤモンドホールで開催した。

製・配・販連携協議会について

製・配・販連携協議会は、消費財分野におけるメーカー（製）、中間流通・卸（配）、小売（販）の連携により、サプライチェーン・マネジメントの抜本的なイノベーション・改善を図り、もって産業競争力を高め、豊かな国民生活への貢献を目指すことを目的に、2011年5月、製配販43社の会員企業で正式発足した会合である。

経緯としては、2010年5月から、発起人15社が参加して、準備的な会合を継続して実施。経済産業省の積極的なサポートを得つつ、『ビジョン』の採択や本格的な協議会活動の運営方法などに関する議論を開始。また、具体的な3つのテーマに関するワーキンググループを設置し、2011年、2012年、2013年と3年間に渡って議論を重ねてきた。

2013年度は、「返品削減に向けた取組進捗と日付情報ガイドラインのフォローアップ」を主な内容とする第1ワーキンググループ、「賞味期限の年月表示化／リードタイム最適化の進め方について」を主な内容とする第2ワーキンググループ、「商品情報授受の効率化に向けて」

を主な内容とする第3ワーキンググループに分かれて検討を行なった。

ワーキンググループの成果報告

今回の総会／フォーラムは、流通システム開発センター参与 斎藤の司会で開会、来賓挨拶として、経済産業省商務流通保安審議官 寺澤達也様よりご挨拶を頂いた。続いて、流通経済研究所 上原理事長より主催者挨拶を頂き、3つのワーキンググループの活動成果を、それぞれの座長より報告頂いた後に、製・配・販連携協議会の今後の運営体制について、流通経済研究所の加藤専務理事よりお話し頂いた。

第1ワーキンググループの活動成果は、座長の花王カスタマーマーケティング(株)、流通開発部 執行役員 統括部長 堀康人様より、加工食品・日用雑貨の返品実態報告、製配販各社における返品削減実施計画、返品削減パイロットプロジェクト、日付情報ガイドブックのフォローアップ状況、今後の課題などについて

報告頂いた。

第2ワーキンググループの活動成果は、座長の味の素(株) 営業企画部 流通企画グループ グループ長 井上公司様より、「賞味期限の年月表示化について」は、検討の経緯・目的、賞味期限の年月表示化の効果と課題、賞味期限の年月表示化による定量的効果の試算、賞味期限の年月表示化の進め方について、今後の課題などについて。「リードタイム最適化について」も、検討の経緯・目的、トラック輸配送に係る環境変化、トラック利用台数の変動実態、リードタイム最適化ベタープラクティス事例、リードタイム最適化に向けた取組みの推進、今後の課題などについて報告頂いた。（写真1）

当日は、在京テレビ3局のカメラも入り、当日以降のニュース番組等で、「賞味期限の年月表示化について」や「リードタイム最適化について」取り上げられるなどの反響もあった。



会場風景

第3ワーキンググループの 検討概要

第3ワーキンググループの活動成果報告は、座長の三菱食品(株) 情報システム本部 本部長補佐 榎本猛様より、商品マスタ情報、商品画像情報、商品品質系情報の3つの商品情報授受の現状と課題、課題解決の方向性、今後の検討課題などについて報告頂いた。

商品情報は、製・配・販業者間で効果的・効率的に授受することが重要であるが、現状、以下のような問題・課題が存在している。

商品マスタ情報に関する問題としては、一つの商品であっても、製・配・販の3層の中には複数の商品マスタフォーマットが存在しているとともに、各層が必要とする項目が異なっている。また、商品の基本情報であっても、それぞれの得意先フォーマットに合わせるための多くの作業も発生している。

商品の画像情報に関する問題としては、商品の画像情報は、従来、棚割りに使用する正面イメージが中心であったが、現在、求められる画像仕様が取引先毎に異なっている。特に、eコマースが拡大するにつれて、必要とされる画像の規格が複雑化

し、商品内容を説明する解説文章等も新たに必要となってきた。

商品の品質系情報に関する問題としては、主に食品業界において、商品の品質に関する情報の授受が多くなっているが、業界ルールが未整備なために、求められる情報も、授受の方法もバラバラな状況にある。

こうした現状の課題認識のもとに、商品情報授受の効率化に向けて、第3ワーキンググループでは検討を行ってきた。(具体的な検討内容は、次ページの「第3ワーキング・グループの報告」を参照)

製配販トップによる パネルディスカッション

休憩を挟んで、後半は、「製・配・販連携のビジョン実現に向けて」をテーマに、製配販5社のトップによるパネルディスカッションを行なった。パネリストとしては、(株)イトーヨーカ堂 代表取締役社長 最高執行責任者(COO) 戸井和久様、花王カスタマーマーケティング(株) 代表取締役 社長執行役員 竹内俊昭様、コカ・コーラカスタマーマーケティング(株) 代表取締役社長の井辻秀剛様、(株)コメリ 代表取締役社長 榎雄一郎様、三菱食品(株) 代表取締役社長 井上彪様で、モデレータは

明治大学大学院教授で流通経済研究所理事長 上原征彦様にお願いした。(写真2)

「これまでの製・配・販連携協議会の活動の評価」に関しては、「返品削減」「配送最適化」「情報連携」の各分野で、食品ロスの削減や、納品期限見直しの検討やパイロットプロジェクト、流通BMS(流通ビジネスメッセージ標準)の普及などについて、一定の評価があった一方で、より大きな成果を出すためには、更に、製・配・販で、検討・取り組みを進めていくべきだとの意見もあった。特に、製配販が直面している課題として、エネルギー価格の高騰、配送ドライバーの不足によるトラック確保の問題、小売業の労働人材確保の問題などは、製配販三層で情報共有し取り組める重要な課題であるとの指摘もあった。

「今後の製・配・販連携のあり方がどうあるべきか」については、製配販共通のターゲットは消費者であり、個々の消費者の嗜好・ニーズに合わせた提案がリアル店舗でも求められている時代にあって、消費者の動きに合わせたシステムを製・配・販で構築していくことが必要との結論が導かれた。

(流通コードサービス部 上田)



パネルディスカッションの様子

第3ワーキング・グループの報告 ～商品情報授受の効率化に向けて～

－（一財）流通システム開発センター－

ワーキングの進め方

第3ワーキング・グループでは、製・配・販における商品情報の授受をより効果的・効率的に行うため、まずは以下の通り、現状の把握を行い、これに基づいた改善方策の検討を行った。

製・配・販における商品情報授受の実態と問題意識の把握・共有として、商品情報の加工食品・日用品業界における授受の実態を、各商品データベース・サービス事業者などへのヒアリングをもとに、関係図として整理した（参考：図表1）。また、商品に関する情報の各社における授受の実態と課題を確認するため、商品マスタ情報、商品画像情報、商品品質系情報について、各社における、データベースの作成状況、およびそのボリューム、取引先への提供

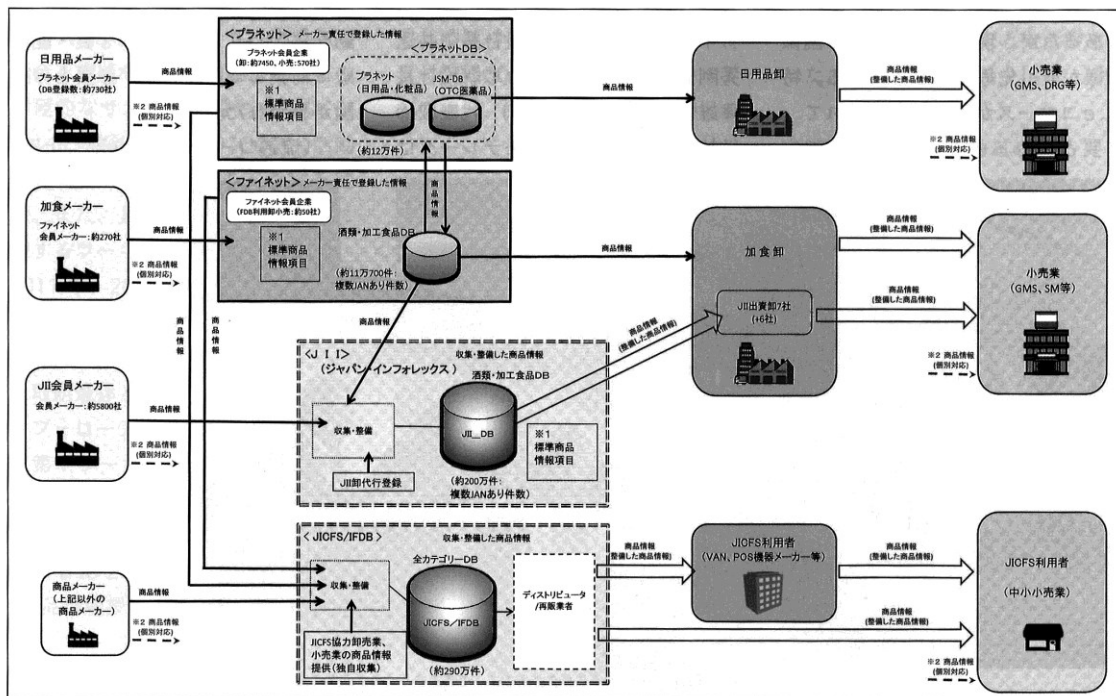
方法とそれぞれのおおよその割合、具体的な現状の課題、課題解決の方策等を中心にアンケートを実施した。さらに主要な業界商品情報データベース事業者にワーキングに参加して頂き、現状と課題について説明を受け、意見交換を行った。そして、商品マスタ情報、商品画像情報、商品品質系情報によって、現状や方向性が異なることから、個別に情報授受効率化に向けた検討を行ない、最後に、それぞれの今後の検討課題についても、とりまとめを行った。

商品マスタ情報授受の現状と課題、課題解決の方向性

製造業と卸売業間の商品マスタ情報授受については、酒類・加工食品業界のファイネット、日用品、化粧品、ペットフード、ペット用品、OTC医薬品業界のプラネットのよ

うに、大手を中心に既存の業界商品情報データベースの活用が進んでいる。中小製造業などの商品マスタ情報については、酒類・食品業界のジャパン・インフォレックスのように、卸売業の代行登録などによって、商品情報データベースの網羅性も高まっている。一方、これらの基本情報項目に、相対項目を加えた情報の小売業への提供においては、フォーマットや方法が、各社毎に異なっているなどの実態がある。また、情報授受のタイミングが、お互いのニーズと合っていない現状もある。

商品マスタ情報授受の課題解決の方向性としては、基本項目のシングル・インプット情報活用による正確性の確保。製造業による業界商品情報データベースへの登録拡大。基本項目に相対項目を加え、標準フォーマットによる対応による作業効率の



図表1 商品マスタ情報データベース関係図

向上。製配販3層で共有化できる基本項目について、業務での活用に焦点をあて、適切なタイミングによる情報授受の運用を推進することなどがあげられる。

商品画像情報授受の現状と課題、課題解決の方向性

商品画像情報授受については、以下のような課題があげられる。取引先毎に情報の鮮度や解像度等の画像規格が異なっている。業界データベース等に登録されている画像が最新のものでない場合もある。棚割用画像の他、商品案内用や印刷物用、Web 画像用など、それぞれの目的に応じて様々な規格が求められている。画像情報の公開タイミングが利用者側の希望とマッチングしていない。商品画像に関するガイドラインがあるにもかかわらず、認知度が低い。業界商品情報データベース事業者の登録フォーマットに合わせており、登録フォーマットがガイドラインに準拠していることが認知されていない例もある。一方で、3D 対応や、裏面の文字情報が鮮明に読み取れるレベルの超高精細な画像など、商品画像に関するガイドラインでカバーされていないニーズもある。

商品画像情報授受の課題解決の方向性としては、標準フォーマットで作成された商品画像情報の業界全体での活用による作業効率の向上。業務に必要な画像情報が、必要なタイミングで登録・情報交換される。既存商品画像のガイドラインの普及推進のために、既存の標準ガイドラインのサマリー版を作成するなど、取引先や業界への普及推進活動等を行なう。共有化すべき情報種別（棚割用画像・外観画像・高精細画像）を明確化し、画像情報種別を確認した上で、可能な限り標準規格に沿ったものを、適切なタイミングで授受する方策を検討することなどがあげられる。

商品品質系情報授受の現状と課題、課題解決の方向性

商品品質系情報については、小売業においてデータベース化されていない企業が多いものの、商談時などに、商品品質系情報の提供を求められている実態がある。また、その求められる商品品質系情報の項目もフォーマットも、各社毎に異なっており、業界ルールが曖昧な現状にある。一般小売業と、外食産業、e コマース事業者では、特に求められるレベルが異なっている。特に、一部小売業からは、詳細な情報を求められている。既存の商品品質系情報の伝達ルートにおいて、メーカーの作成したオリジナル情報が、改ざんされることなくそのまま流れれば問題ないが、データ変換や転送されたり、追加情報が加えられる際に、誤った情報が混入する懸念もある。e コマースにおいても、今後は、商品の裏面情報や品質系情報について、求められるケースも増加していくと思われる。

商品の品質系情報は、単なる、商談時に必要な情報と言う位置づけから、消費者に対する情報提供のために必要な情報へと、重要性が高まりつつあることから、正しい情報を効率的に管理できる仕組みづくりが求められている。標準の商品規格書や標準項目については、「商品情報授受標準化会議（PITS）」で制定されたものを、当協議会としても、普及推進していくこととする。正確な商品品質系情報授受の仕組みについては、既存商品データベース事業者の今後の PITS 標準への対応も踏まえて、継続検討していく。e コマース事業者においても、食品表示法など法制度の動向を踏まえつつ、基本的には、PITS 標準の採用を依頼していくことなどがあげられる。

商品情報授受の今後の検討課題

商品マスタ情報については、既存の業界商品情報データベースを活用した標準的な運用を推進する。併せて、業界商品情報データベースへの登録推進や、登録情報の項目拡充・精度向上、適切なタイミングでの登録を呼び掛けていく。商品マスタ情報の授受について、流通 BMS は、発注・出荷・受領・返品・請求・支払などのメッセージから導入が始まっており、商品マスタについては、その次のステップとなっている。しかしながら、基幹システムに関わる対応となるため、費用対効果の面で、ハードルが高い現実もあるので、システム改変や、新たな情報授受の取り組みのタイミングで、活用を検討する。

商品画像情報については、既存の業界商品情報データベースを通じた標準の普及推進、業界団体等を通じた標準の普及推進など、商品画像の既存ガイドラインの普及を推進する。併せて、業界商品情報データベースへの登録推進や、最新版の登録、登録情報の精度向上、画像情報種別毎の、適切なタイミングでの登録を呼び掛けていく。

商品品質系情報については、当協議会としても、PITS 標準項目の授受実用化を推進する。商品品質系情報のデータベース化や情報授受の際は、PITS 標準を考慮する。e コマース事業者においても、食品表示法など法制度の動向を踏まえつつ、基本的には、PITS 標準の採用を依頼していく。正確な商品品質系情報授受の仕組みについては、既存商品データベース事業者の今後の PITS 標準への対応も踏まえて、当協議会での検討内容を、PITS での今後の検討に反映して頂くことなどが考えられる。

（流通コードサービス部 上田）